

JAながさき県央

便利な電子マネー付

Aコープハローカード・  
ポイントカード

- カード発行費用として100円いただきます。
- 年会費は無料です。

ポイントを  
貯めるお買上 **200円(税別)** 毎に  
**1ポイント** 貯まります。ポイント  
を使う

- 1ポイント1円**として  
お買物のお会計にご利用できます。
- さらにポイントを貯めて**カタログの  
中から素敵な商品と交換**できます。

【ポイント有効期限】毎年3月末日に過去3年間ご利用がない場合は、ポイント残高を失効いたします。

電子マネーで  
お支払いが

便利!

①店内の専用入金機で  
チャージ(入金)。

- ※1,000円単位での入金
- ※1回のチャージ限度額 49,000円
- ※チャージ蓄積限度額 50,000円

②お会計時に  
「電子マネーで支払い」と  
レジにお声かけ下さい。

- ※レジでは不足分のチャージはできませんのでご了承下さい。
- ※電子マネーお支払時もポイントを付与いたします。  
(税別 200円:1ポイント)

【電子マネー有効期限】最終ご利用日から3年間ご利用がない場合は、電子マネー残高を失効いたします。

チャージ(入金)しなくてもポイントサービスの特典のみでもご利用いただけます。

第1条(目的)

本規約は、JAながさき県央(以下「当組合」といいます)が実施する、「電子マネーサービス」および「ポイントサービス」ならびに「会員サービス」のご利用について規定するものであり、会員がこれらのサービスを利用するにあたり本規約が適用されます。

第2条(定義)

本規約に使用する用語の定義は、次のとおりです。

- 「電子マネー」とは、「チャージ」することにより「カード」に記録される金銭的価値をいいます。
- 「ポイント」とは「会員」が「カード取扱店」での「商品等」の購入または提供を受けた際の支払金額等に応じて、「カード取扱店」から「会員」に対して付与されるものをいいます。
- 「電子マネーサービス」とは、「会員」が「カード取扱店」に対し、「商品等」の対価の全部または一部の支払いとして、当組合所定の方法により「カード」に「チャージ」された電子マネーを利用することで、カード取扱店から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- 「ポイントサービス」とは、「会員」が「カード取扱店」での「商品等」の購入または提供を受けた際の支払金額等に応じて、「カード取扱店」から「会員」に対してポイントが付与されるサービスをいいます。
- 「会員サービス」とは、当組合またはカード取扱店が会員に対して実施する、「電子マネーサービス」および「ポイントサービス」以外の各種特典サービスをいいます。
- 「本サービス」とは、「電子マネーサービス」および「ポイントサービス」ならびに「会員サービス」の総称とします。
- 「ハローカード」とは、「A・COOPハローカード」のことをいい、当組合から組合員等(正組合員・准組合員・地区外特別会員・組合員家族会員(同居)・既会員の子会員(同居))に対して貸与されるものをいいます。
- 「ポイントカード」とは、「A・COOPポイントカード」のことをいい、当組合から組合員以外の一般のお客様(非組合員)に対して貸与されるものをいいます。
- 「カード」とは、「ハローカード」および「ポイントカード」の総称とし、「電子マネーチャージ・支払機能」および「ポイント貯蓄機能」が備わったものをいいます。
- 「ハローカード会員」とは、当組合の定める加入・入金手続きにより「ハローカードサービス」の会員となった方をいいます。
- 「ポイントカード会員」とは、当組合の定める入金手続きにより「ポイントサービス」の会員となった方をいいます。
- 「会員」とは、「ハローカード会員」および「ポイントカード会員」の総称とします。
- 「カード取扱店」とは、当組合が指定する店舗または施設をいいます。
- 「商品等」とは、カード取扱店が販売・提供する物品・サービス等をいいます。
- 「チャージ」とは、会員が、当組合の定める方法により、カードに電子マネーを加算することをいいます。
- 「電子マネー残高」とは、カードにチャージされ、会員が利用することのできる電子マネーの量をいいます。
- 「ポイント残高」とは、すでに加算され、会員が利用することのできるポイントの量をいいます。
- 「利用端末」とは、カード取扱店に設置された、電子マネーの読み取りおよび引き去り、取引データの記録、電子マネーを利用したその他の取引を行うために必要な機能を有する機器をいいます。
- 「チャージ端末」とは、チャージを行うための機器をいいます。

第3条(加入とカードの貸与)

- 本サービスの実施にあたり、当組合は会員に対し、その会員区分に応じて、それぞれ「カード」を発行します。
- 「ハローカード」の加入手続きは、次のとおりです。

- 「正組合員会員」・「准組合員会員」・「地区外特別会員」への加入時は、当組合が定める加入申込書に記入のうえ当組合に申込をされ、当組合が加入を承認した場合、当組合が別途定める出資金または加入金をお支払いいただいたうえで会員となります。
- 「組合員家族会員(同居)」・「既会員の子会員(同居)」への加入時は、当組合が定める加入申込書に記入のうえ当組合に申込をされ、当組合が加入を承認した場合、カード発行手数料100円(税込)をお支払いいただいたうえで会員となります。なお、お支払されたカード発行手数料は、理由の如何を問わず返却できませんので、あらかじめご了承ください。
- 「ポイントカード」の入金手続きは、次のとおりです。

- 当組合が定める加入申込書に記入のうえ当組合に申込をされ、当組合が加入を承認した場合、カード発行手数料100円(税込)をお支払いいただいたうえで会員となります。なお、お支払されたカード発行手数料は、理由の如何を問わず返却できませんので、あらかじめご了承ください。

- 発行されたカードは、当組合から会員への貸与物とします。
- カードは会員ご本人様ごみの使用とし、このカードおよびカード内の電子マネー残高・ポイント残高は、第三者に貸与、譲渡または相続することはできません。
- 会員は、カードにお名前を自署し保有するものとします。
- 会員1名につきカード発行は1枚とさせていただきます。

- 本サービスの加入・入金申込時に、住所・氏名・生年月日・電話番号等のお客情報のお届けがない場合、加入・入会をお断りする場合があります。なお、加入・入会を認めた場合であっても、住所・氏名・生年月日・電話番号等のお客情報の届け出がない場合は、会員が本サービスの一部を受けることができなくなる場合があります。会員はあらかじめ承認するものとします。

- 会員が当組合に届け出た住所(住居表示等を含む)・氏名・電話番号等のお客情報に変更があった場合は、速やかに当組合までお届けください。

第4条(電子マネーサービスの利用)

- 会員は、チャージ端末で当組合の定める金額単位でチャージすることができます。
- 会員は、1枚のカードに対して、電子マネー残高50,000円を上限としてチャージすることができます。ただし、1回あたりのチャージ上限は49,000円です。
- 会員は、カード取扱店で電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他別途定める一部の商品等について、利用を制限する場合があります。
- 会員がカード取扱店で電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、会員のカードから利用額に相当する電子マネーが差し引かれ、利用端末に当該電子マネー利用の記録が完了したとき、対価の支払いがなされたものとします。
- 会員は、カード取扱店において、商品等の購入または提供を受けるにあたり、利用端末において認識された電子マネー残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員は、その不足額を当組合の定める方法により支払うものとします。
- 会員がカード取扱店において、電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、1取引に利用できるカードの枚数は、1枚です。
- 会員は、電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けた場合には、利用端末に表示され、または交付するレシート等に印字して表示される電子マネー残高を確認し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場でカード取扱店に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は、当該電子マネー残高について誤りがないことを承知したものとします。
- 電子マネー残高は、電子マネーサービス利用時、チャージ端末のレシート、またはカード裏面のQRコードにて確認することができるものとします。
- 【重要事項】電子マネーの有効期限は、会員が電子マネーを最後に利用された日の翌日から3年を経過した日までとします。なお、利用とは、チャージおよび電子マネーによる商品等の購入または提供をいいます。
- 本規約で別途定める場合を除き、電子マネーの換金または現金の払戻しはできません。

第5条(ポイントサービスの利用)

- カード取扱店で商品等の購入または提供を受けた際に、カードの提示があった場合には、現金によるお支払いでの買物200円(税別)につき1ポイントを加算いたします。
- カードの提示がない場合は、ポイントの加算はできません。なお、カードをお忘れの場合はレジでも申出下さい。当日のレシートにレジ担当者印致します。カードと一緒に押印されたレシートを1週間以内にお持ちになれば、ポイント加算させていただきます。但し、複数のレシートによるお買い上げ金額の合算はできません。
- 当組合が特に定める商品については、ポイントが付かないことがあります。
- 貯まったポイントは、1ポイント単位で1円としてお買物のお会計に使用することができます。但し、お買物で加算されたポイントは、次回のお会計時から使用可能となります。
- 【重要事項】ポイントの有効期限は、最終付与日より3年とし、有効期間を超えた場合は無効となります。⇒(第5条5変更案)【重要事項】毎年3月末日時点で過去3年間ポイントの付与がない場合、ポイント残高はすべて失効します。
- 会員の都合その他の理由でお買い上げの商品等を返品される場合、レシートとともにカードをご提示下さい。該当商品をお買い上げいただいたときに加算したポイントを減算させていただきます。

第6条(電子マネーサービスおよびポイントサービスの利用ができない場合)

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージを行うこと、電子マネーサービスを利用した商品等の購入・提供を受けること、電子マネー残高の確認を行う

このポイントの進呈を受けること、ポイントを使用すること、その他本サービスを利用することができません。

- 電子マネーサービス・ポイントサービスシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
- カード・利用端末・チャージ端末・これらに付随する機器等の破損または電磁的影響、停電その他の事由による使用不能の場合。
- その他やむを得ない事由のある場合。

第7条（退会および会員資格の喪失）

①会員は、電子マネー残高がゼロの場合、当組合所定の手続きにより、任意の時期に本サービスを退会することができます。この場合、それまでのポイント残高は精算させていただきます。

②「准組合員会員様」が本サービスを退会・脱退される時の手続きについては、印鑑・出資払込証明書・カードが必要となります。お預かりしています出資金は、農協法の規定により脱退された年度の翌年度の総代会以降にお支払いします。(脱退された年度とは、事業年度末日の日より、60日前までに脱退の届けをされた方が該当します。)

「地区外特別会員様」が本サービスを退会・脱退される時の手続きについては、印鑑・カード特別入金金預り証・カードが必要となります。お預かりしています入会金は、退会手続き終了後、お支払いいたします。

③会員が次のいずれかに該当する場合、当組合の判断により会員資格を取消することができるものとします。この場合、当組合は、事前の通知催告を要せず、会員による本サービスの利用を直ちに中止させ、電子マネー残高およびポイント残高をゼロとし、現金の払戻し・ポイント残高の精算を行わないことができます。

- カードを偽造または変造もしくは改ざんした場合。
- カードを不正に使用・利用した場合。
- カード加入・入会申込書等に記載した事項が事実と異なる場合。(記載時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当組合に対する変更の届け出が合理的な期間内になされない場合を含みます。)
- その他、会員が本規約に違反した場合。
- 上記に準ずる行為があり、当組合が会員として不適格と判断した場合。

④会員が死亡した場合には、会員資格は自動的に喪失され、本サービスは利用できなくなります。この場合、電子マネー残高およびポイント残高はゼロとし、現金の払戻し・ポイント残高の精算は行われません。

⑤会員は、退会・会員資格の取消・死亡による会員資格の喪失等、会員としての資格を失った場合は、それ以降本サービスを利用することはできなくなります。

⑥会員が、退会・会員資格の取消・死亡による会員資格の喪失等、会員としての資格を失った場合は、貸与されたカードを当組合までご返却ください。

第8条（カードの破損・汚損時の再発行等）

- カードは、テレビ周辺等、磁気の強い場所での保存や水に濡らしたり、傷つけたり、こすったりしないようご注意ください。
- 当組合は、カードの破損・汚損等の理由により、会員がカードの再発行を希望し、当組合がこれを認めた場合に限り、当該破損・汚損等したカードは無効とし、当該カードと引き換えに、新しいカードを再発行します。この場合、会員には、カード再発行手数料として100円(税込)をお支払いいただきます。また、会員ご本人を確認できる書類(免許証等)をご持参ください。なお、再発行されたカードは、券面が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。
- 前項よりカードが再発行された場合、当組合所定の方法で確認された電子マネー残高およびポイント残高が、再発行されたカードに引き継がれるものとします。
- カードの破損・汚損等により、会員に何らかの損害が生じた場合でも、当組合は一切の責任を負いません。

第9条（カードの喪失時の再発行等）

- 当組合は、会員から紛失・盗難等により、カードを喪失した旨の届け出があった場合、当該カードについて、使用停止の措置（以下「使用停止措置」という）をとるものとします。
- 当組合は、第三者からカードを拾得した旨の届け出があった場合、当該カードについて、使用停止措置をとる場合があります。
- 前二項の場合、会員は当組合に対して、当該使用停止措置の解除を求めることはできません。
- 当組合は、紛失・盗難等により会員がカードを喪失した場合であって、会員がカードの再発行を希望し、当組合がこれを認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、会員には、再発行手数料として100円(税込)をお支払いいただきます。また、会員ご本人を確認できる書類(免許証等)をご持参ください。なお、再発行されたカードは、券面が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。
- 前項よりカードが再発行された場合、当組合による本人確認が完了した時点の電子マネー残高およびポイント残高が再発行されたカードに引き継がれるものとします。ただし、当組合所定の方法による本人確認が完了している場合に限ります。
- 会員がカードの紛失・盗難等を出してから、当組合による使用停止措置が完了するまでに、一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、使用停止措置が完了する前に、電子マネー残高およびポイント残高を第三者により利用された場合、その他何らかの損害が生じた場合でも、当組合は一切の責任を負いません。
- カードの再発行後、会員が喪失したカードを発見した場合、会員は、ただちに発見したカードを会員の責任により再使用できない形で破壊するものとします。
- 喪失によりカードが再発行された場合、以前発行されたカードは無効とさせていただきます。(後日当該カードが発見された場合も同様とさせていただきます。)

第10条（本サービスの終了）

①当組合は、次のいずれかの場合には、会員に対して事前に当組合所定の方法で周知することにより、本サービスの全部または一部を終了することができるものとします。

- 社会情勢の変化。
- 法令の改廃。
- その他当社のやむを得ない都合による場合。
- 前項において「電子マネーサービス」を終了することになった場合、会員は当組合の定める方法により、電子マネー残高に相当する現金の払戻しを当組合に求めることができるものとします。また、前項において「ポイントサービス」を終了することになった場合、会員は当組合の定める方法により、ポイント残高のお買物時におけるお会計での使用を当組合に求めることができるものとします。ただし、当組合が前項の終了に関する周知を開始してから、当組合の定める一定期間を経過した場合には、会員は、当該電子マネー残高の払戻請求権またはポイントの使用権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

第11条（カードの合算）

会員は、電子マネー残高およびポイント残高を、当組合または第三者が発行するいかなる他のカードにも移転・合算することはできません。

第12条（不正使用等の禁止）

会員は、カードの偽造・変造・改ざん・その他の不正な方法による使用をすることはできません。

第13条（カード取扱店との紛議）

- 会員が、本サービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員とカード取扱店との間で解決するものとします。
- 前項の場合においても、会員は、当組合（カード取扱店）に対し、電子マネーまたはポイントの使用の取消し等を求めることはできないものとします。

第14条（制限責任）

本規約に定める理由またはその他の理由により、会員が本サービスを利用することができないことで、当該会員に生じた不利益または損害について、当組合は、その責任を負わないものとします。ただし、当該不利益または損害の発生原因が当組合の故意または重大過失による場合を除きます。

第15条（カタログ商品の現状相違）

当組合の「ポイントカタログ商品交換サービス」により、ポイントと交換された「カタログ掲載交換商品」がそれらと相違している場合は、速やかにお申し出下さい。交換または返品処理いたします。

第16条（個人情報の管理・利用目的等）

①会員から開示を受ける個人情報は、下記の目的で利用させていただきます。

- 各種特典サービスの提供のため。
- 会員からの各種お問い合わせへの対応を行うため。
- 当組合、カード取扱店および当組合の指定する店舗や個人情報の提供に関する契約を締結した関連企業が、正当な事業活動に利用するために会員様に広告宣伝物の送付やご案内

内のご連絡などを行うため。なお、会員の希望により送付を中止することができます。

- ご意見・ご感想をお伺いするため、またアンケートを実施するため。
- 会員の購買内容等に基づいた当組合の新規商品・サービスの開発等のためのマーケティング調査および分析ならびに統計資料の作成のため。二会員から開示を受ける個人情報は、下記の場合を除き、第三者に開示しません。

- 法令に基づく場合。
- 人の生命、身体、財産の保護または公衆衛生の向上、児童の健全な育成の推進のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 国の機関若しくは地方公共団体、またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 当組合と個人情報の提供に関する秘密保持契約を締結した企業に業務委託をするとき。
- 会員から開示を受ける個人情報およびカードを利用した各種取引履歴情報を、当組合が収集することをあらかじめご了承ください。
- 個人情報の利用を中止した場合、個人情報が判別できない形の統計資料としての情報を除き、会員の個人情報は当組合で消去することをあらかじめご了承ください。
- 会員は、当組合に対して、会員自身の個人情報を開示するよう請求することができるものとします。この場合、当該請求が会員ご本人によるものであることが確認できた後に遅滞なく対応させていただきます。(ご本人であることを証明するための書類(免許証等)が必要となります。)また、開示請求をいただいた場合、郵送料実費を頂戴いたします。なお、開示請求により、万登録内容が不正確、または誤りであることが明らかになった場合、会員は当該情報の訂正または削除を請求できるものとし、この場合、開示請求手数料は返還いたします。
- 宣伝印刷物の送付・その他営業案内中止の申出など、および個人情報の開示、訂正、削除の請求、その他個人情報に関するお問い合わせについては、下記を窓口とします。

【お問い合わせ先】

JAながさき県央Aコープ本部
〒854-0074 長崎県諫早市山川町1-5
0957-26-7783(Aコープ本部の休業日を除く 9:30～17:00)

第17条（通知の到達）

当組合が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便・電子メール等の方法による場合には、当組合は会員から届けられた住所・電子メールアドレス等に宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

第18条（担保権設定の禁止）

会員は、カードに質権等の担保権設定を一切行わないものとし、会員がこれに違反したことにより紛争が生じた場合でも、当組合は当該紛争に一切関与しないものとし、かつ一切責任を負わないものとします。

第19条（業務委託）

当組合は、本規約に基づく本サービスの運営管理業務について、業務の一部または全部を第三者に委託することができるものとします。

第20条（反社会的勢力の排除）会員（本条においては、本サービスの入会申込をしようとする方を含みます。）は、会員が、現在、暴力団等の反社会的勢力（その共生者も含みます。）に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを、当組合に対して確約するものとします。

第21条（規約の変更）

当組合が、当組合所定の方法により、事前に会員に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。また、当該告知後、会員が電子マネーサービス（チャージ、電子マネー残高を利用した商品等の購入、電子マネー残高の確認等）の利用またはポイントサービスの利用を行った場合には、当組合は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

②前項の告知がなされた後、会員が退会することなく1ヶ月が経過した場合には、当組合は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第22条（利用者保護）

当組合は、資金決済に関する法律第35条及び同施行令第12条の規定に基づき、発行保証金の供託に関する規定の適用除外となるため、発行保証金の法務局等への供託に関する規定が適用されません。よって前払式支払手段の保有者が、資金決済に関する法律第31条の規定に基づき他の債務者に先立ち弁済を受けることができる発行保証金はありません。

第23条（準拠法）

本規約の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

第24条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約に基づく取引に関して、当組合との間に紛争が生じた場合には、当組合の本部所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに、異議なく承諾するものとします。

付 則

本規約は、令和3年12月1日より適用します。

以上